

令和7年度

居宅訪問型保育事業者のための集団指導

川越市



立入調査・集団指導の目的

◆立入調査について

- ・ 児童福祉法第59条に基づく、指導監督の一環
- ・ 認可外保育施設については、年1回以上の実施を原則
- ・ 「認可外保育施設指導監督基準」およびその他法令等を遵守した保育を行っているかについての確認

◆集団指導について

- ・ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する施設「居宅訪問型保育事業者」については児童福祉法に基づき立入調査に代えて、講習等の方法により『集団指導』の実施対応も可能

集団指導の内容

集団指導は、参加(受講)が必須となる指導です。※任意研修とは異なることに注意

◆川越市の「集団指導」

川越市では、集団指導を「①講習指導」と「②書面審査」により構成、実施します。

①講習指導・・・遵守すべき基準「認可外保育施設指導監督基準」及びその他法令等について、書面講習による確認・理解をしていただきます。

②自己チェック表の提出 **講習内容の確認・理解後、提出してください。**

③書面審査・・・自己チェック表に基づき、書類等による「認可外保育施設指導監督基準」への**適合状況の確認**を行ないます。

「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付

集団指導及び運営状況報告による基準審査にて、「認可外保育施設指導監督基準」の遵守状況を確認します。全ての基準を満たしていることを確認した事業者に対して

『認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書』を交付します。

- ※ 令和6年度については、届出をしている事業者全てに対し「証明書」が交付されていますが、令和7年度の集団指導及び基準審査において、基準の遵守状況を再審査します。
その際、基準を満たしていない事業者に対して「指導」を行い、基準を満たすための改善を求めます。指定する期日までに改善がされない場合、基準を満たしていない事業者として公表され、「証明書」を返還しなければなりません。
(指導事項の改善が確認でき次第、公表事項の更新及び「証明書」の再交付となります)

- ※ 幼児教育・保育の無償化対象として事業を行うためには、この「証明書の交付」が必要です。

【注意】 証明書返還等により、証明書の交付がない期間は、無償化の対象となりません。

集団指導 から 証明証交付までの流れ

【市】 = 川越市 【事】 = 事業者

① 【事】 ①書面講習の受講後、「自己チェック表」の提出



② 【市】 「自己チェック表」の確認後、『運営状況報告※』について通知・書類等の送付



※児童福祉法第59条の2の5第1項に基づく「定期報告」

③ 【事】 の『運営状況報告』の作成（報告書類・添付書類の作成、持参書類等の整備）



④ 【事】 市が指定する日時に『運営状況報告』のほか、指定する書類を持参
▼ 対面による書類審査（基準審査）

⑤ 【市】 対面書類審査を実施



報告内容指導あり・書類不備あり



改善報告

再審査

不受理⇒状況により証明書返還

不備・指導なし



受理



「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」交付 ※原則1年間有効

集団指導① 講習指導

認可外保育施設指導監督基準 について

指導監督基準 1 保育に従事する者の数及び資格

1 保育に従事する者の数

原則として、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。

*保育している乳幼児が兄弟姉妹とともに利用している場合で、保護者が契約において同意しているときは例外とする。

【 保護者の同意について 】

契約書への記載により、書面やメール等で記録を残す必要があります。

指導監督基準 1 保育に従事する者の数及び資格

2 保育に従事する者の資格

保育に従事する全ての者が、有資格者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

*有資格者 ➡ 保育士 又は 看護師

*都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者

➡ 以下のいずれかを修了し、修了証の交付を受けている者

①子育て支援員研修（地域保育コース）※埼玉県の実施

②全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修

③指定保育士養成施設が実施する、全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」
資格取得に関する科目の履修

※ 研修未修了の事業者は、令和7年度中に受講・修了書の交付を受ける必要があります。

指導監督基準 1 保育に従事する者の数及び資格

3 保育士の名称について

保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならない。

*保育士とは、保育士登録により保育士証の交付を受けている者。

*保育士として業務を行おうとする者は、業務に就くまでに保育士登録を完了し、保育士証の交付を受ける必要があります。 ※登録には数か月を要します

〔注意〕保育士登録後、氏名等の変更事項が生じた場合も、速やかに変更手続きをする必要があります。

*保母(保父)資格証明書では、保育士としての業務は行えません。業務に就く前に保育士登録を行う必要があります。

保育士登録先:保育士登録機関 登録事務処理センター(日本保育協会)

<https://www.nippo.or.jp>

指導監督基準 2 保育室等の構造、設備及び面積

事業の運営を行う事業所の専用区画及び備品等についての協力依頼

*事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画 ➡ 評価対象外

*保育の実施に必要な備品を備えるよう保護者に協力を求めること。

玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものなど保育の実施に必要な備品等の用意について、保護者に協力を求める必要があります。

指導監督基準 3 非常災害に対する措置／ 4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

防災上の必要な措置の実施

防災上の必要な措置を講じていること。

＊地震や火災等の災害発生時における対処方法を、あらかじめ検討し実施すること。

訪問先の避難経路や消火用具等の場所について、事前に確認しましょう。

※高層マンションなどの避難の仕方や、乳児を連れての避難に必要な物についても、
あらかじめ確認・準備をしましょう。

指導監督基準 5 保育内容

1 保育の内容

※保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。

乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫すること。

(1) 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項

乳幼児の心身の発達状況に対応した適切な関りは、乳幼児の健全な発育・発達にとって不可欠であることを理解することが必要です。

乳幼児のへの適切な関りについて理解するためには

『保育所保育指針(平成29年告示)』を

理解することが不可欠であること

指導監督基準 5 保育内容

1 保育の内容

(2) 乳幼児への養護的な関わりに関する事項 ①

乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた保育の計画を定めること。

＊乳幼児の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定することが必要であること。

保育所保育指針の内容に基づき、あらかじめ提供可能とする乳幼児の保育内容を設定することが必要です。

＊必要に応じて入浴させたり、身体を拭いて児童の清潔さを保つことが必要であること。

指導監督基準 5 保育内容

1 保育の内容

(2) 乳幼児への養護的な関わりに関する事項 ②

(授乳、離乳食、休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等)

児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実施すること。

＊保育の実施に当たっては、沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮すること。

当日の体調と、乳幼児の月齢・年齢に配慮した保育内容となるためには、乳幼児の事前情報による保育内容の計画と、当日の乳幼児や、居宅内の状況に応じた柔軟な対応が必要です。

＊外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されていることが必要であること。

保護者が戸外活動を希望する場合、安全に十分配慮し、散歩等の戸外活動を提供しましょう。

指導監督基準 5 保育内容

1 保育の内容

(3) 子どもの遊び等に関する事項

乳幼児に対し漠然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児へのかかわりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。

一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わることは、乳幼児にとって重要である。保育従事者にとって**最も基本的な使命**であり、このような姿勢を欠く保育従事者は**不適任**である。

指導監督基準 5 保育内容

1 保育の内容

(4) 保育の実施に関して留意すべき事項

＊保護者に準備協力を求めている保育に必要な玩具等必要な備品について、その安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から不可欠であること。

訪問先に用意されているおもちゃ等を利用する際には、必ず事業者によりその安全性（破損の有無や乳幼児に適切なものであるか）を確認することが必要です。

指導監督基準 5 保育内容

2 保育に従事する者の保育姿勢等 **【重要】**

(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上 ①

乳幼児の最善の利益を尊重し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。

特に、事業の運営管理の任にもあたるベビーシッターは、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。

＊保育に当っての基本姿勢を理解すること。

（子どもへの愛情豊かな関り、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）

＊保育内容等に対して、乳幼児の利益を優先して適切な対応をとることが必要であること。

指導監督基準 5 保育内容

2 保育に従事する者の保育姿勢等 **【重要】**

(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上 ②

保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

*保育従事者の質の向上が図られる体制（定期的な研修の受講）に努めることが必要です。

*都道府県等が実施する保育従事者に対する研修等への参加

➡ ※ 埼玉県・川越市が実施する研修については随時通知しています。

*ベビーシッターについては、事業の開始前（保育に従事する前）に研修受講が必要です。

指導監督基準 5 保育内容

2 保育に従事する者の保育施設等 **【重要】**

(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮

乳幼児に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、児童の人権に十分配慮すること。

しつけと称するか否かは問わず、乳幼児に身体的苦痛を与えることは犯罪行為である。
また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならない。(わいせつ行為も然り)

※ 虐待や不適切保育については別途資料参照

指導監督基準 5 保育内容

2 保育に従事する者の保育姿勢等 **【重要】**

(3) 児童相談所等の専門的機関との連携

乳幼児の身体及び保育中の様子並びに家族の態度の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門機関へ通告する。

虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。

【専門機関相談窓口】

* 児童相談所虐待対応ダイヤル	☎ 1 8 9 （一部の I P 電話からはつながりません）
* 児童虐待防止 S O S センター	☎ 0 1 2 0 - 2 8 3 - 5 0 5
* 児童発達支援センター	☎ 0 4 9 - 2 5 7 - 6 9 4 0
* 家庭児童相談(こども家庭課)	☎ 0 4 9 - 2 2 4 - 5 8 2 1

指導監督基準 5 保育内容

3 保護者との連絡等

(1) 保護者との綿密な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施

保護者との相互信頼関係を築くことを通じて、保護者の理解と協力を得ることが不可欠であること。連絡帳またはこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、事業者からは保育中の乳幼児の様子を連絡し合うこと。

＊可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけること。

(2) 保護者との緊急時の連絡体制

緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう、緊急連絡先を把握すること。

※ かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。

指導監督基準 6 給食

1 衛生管理の状況

食事の提供や調乳を行う場合には、食器類やふきん、哺乳ビンなどの衛生面等、必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。

【具体的な配慮】

- *食器類はよく洗い、十分に殺菌したものを使用すること。
- *ふきん、まな板、鍋等についても同様であること。
- *哺乳ビンは使用することによく洗い、滅菌すること。
- *食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育従事者の間で共用しないこと。
- *原材料、調理済み食品の保存に当たっては、冷凍又は冷蔵設備等を活用の上、適切な温度で保存する等、衛生上の配慮を行うこと。

指導監督基準 6 給食

2 食事内容等の状況

乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。

＊事前に乳幼児の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や、当日の子ども健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものの除去及び配慮を行うこと。

＊乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うこと。

＊離乳食を摂取する時期の乳児についても、食後の状況に注意を払うこと。

＊アレルギー疾患等を有する子どもについては、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。

【重要】

誤食…本来口にしない、飲み込まないもの(コイン・電池など)を飲んでしまうこと。

誤嚥…食べ物が気道に入ってしまうこと。

指導監督基準 7 健康管理・安全確保

1 乳幼児の健康状態の観察

預かり、引渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態を観察すること。

＊預かりの際、健康状態の観察を行うこと。また、保護者からの乳幼児の報告を受けること。

▶ 視点： 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等

＊引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察を行うこと。また、保護者へ乳幼児の状態を報告すること。

指導監督基準 7 健康管理・安全確保

2 職員の健康診断

(1) 職員の健康診断を1年に1回実施すること

職員の健康診断の実施は、**労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられている。**

※ 労働安全衛生規則に基づく「健康診断の検査項目」※

- ① 既往歴及び業務歴の調査 ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、腹囲、視力及び張力の検査 ④ 胸部X線検査及び喀痰検査
- ⑤ 血圧の測定 ⑥ 貧血検査(血色素量・赤血球数)
- ⑦ 肝機能検査(AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GTP)
- ⑧ 血中脂質検査(総コレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド)
- ⑨ 血糖検査 ⑩ 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査) ⑪ 心電図検査

指導監督基準 7 健康管理・安全確保

2 職員の健康診断

(2)調理、調乳に携わる職員は、おおむね月1回検便を実施すること。

食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払う必要があることから、提供頻度やその内容等の実情に応じて、検便を実施する。

*乳児の預かりを可能としている事業者は、調乳実施の可能性があることから、おおむね月1回の検便を実施・検査結果を確認の上、調乳の実施とすること。

【考え方】

生後1歳～1歳6か月の乳幼児は、調乳（ミルク、フォローアップミルク等）の必要があることから、**乳児を預かり対象年齢としている事業者は、月1回の検便は必須です。**（食事の提供をする事業者は、対象年齢に関わらず毎月実施）

指導監督基準 7 健康管理・安全確保

3 感染症への対応

感染予防のための対策を行うこと。

＊乳幼児の居宅にて保育を行うことを踏まえ、乳幼児と保育従事者の間での感染の防止を念頭に置くこと。

＊手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防を講じること。

※ 乳幼児の体調把握はもちろんのこと、保育従事者自身の体調管理に努めることも重要です。

指導監督基準 7 健康管理・安全確保

4 乳幼児突然死症候群に対する注意 **【重要】**

(1)睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。

0歳児は5分毎、1～2歳児は10分毎に睡眠チェックを実施し記録します。

3歳児以上についても睡眠時は、睡眠チェックを実施し記録します。

(15～30分毎実施を推奨)

※ 乳幼児の体調によっては上記の限りではありません。

きめ細かな観察記録が、睡眠時事故防止につながります。

指導監督基準 7 健康管理・安全確保

4 乳幼児突然死症候群に対する注意 【重要】

(2)乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせること。

＊仰向け寝は、乳幼児突然死症候群(SIDS)のほか、窒息の防止にも有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、**うつぶせ寝を行う場合は、保護者への確認と乳幼児に対する注意に努める必要がある。**

※ 乳幼児を寝かせるときや睡眠中は、乳幼児の顔が見える状態でそばを離れないことが重要です。

(3)保育中は禁煙を厳守する。

指導監督基準 7 健康管理・安全確保

5 安全確保 【重要】

令和5年4月1日より、「安全計画」策定が義務化されました。

- 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練、その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。
- 安全計画について理解しているとともに、安全計画に定める訓練を定期的の実施すること。
- 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
- 事故防止の観点から、危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。
- 不審者の立入防止などの対策や、緊急事における児童の安全を確保する体制を整備すること。
- 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。

※令和7年度「安全計画」は、運営状況報告の審査時に確認を実施します。

指導監督基準 7 健康管理・安全確保

5 安全確保 【重要】

(1) 「安全計画」を策定すること

*安全に関する事項

- ◎ 安全点検 (1)訪問先居宅の設備・周辺環境の安全点検 (2)マニュアルの策定
- ◎ 児童・保護者への安全指導 (1)児童への安全指導 (2)保護者への説明・共有
- ◎ 訓練・研修 (1)事業者の研修・講習受講について
(2)行政等が実施する訓練・講習スケジュール
- ◎ 再発防止策の徹底(ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策)
- ◎ その他の安全確保に向けた取組
- ◎ 事故発生時における対処方法及び連絡方法
- ◎ 事故発生後における詳細な内容の報告

*安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

年度末に見直しを行い、新年度開始前に次年度の計画を立て直しましょう。

指導監督基準 7 健康管理・安全確保

5 安全確保 【重要】

(2)保護者に対し、安全計画に基づく取組内容等について周知すること。

【 保護者へ周知する取組内容例 】

- ◎ 保育を始める前の玩具や遊具、室内外の安全点検
- ◎ 避難経路や消火器具等の確認
- ◎ 緊急時(事故や災害等)、保護者と連絡を取るための緊急連絡先の確認
- ◎ 救命救急講習(実技講習)の定期的受講
- ◎ 保育の専門性向上のための「研修受講計画」の作成
- ◎ 「ヒヤリ・ハット」時、事故防止の再確認や取組
- ◎ 事故防止に関するマニュアル
- ◎ 乳幼児の移動のために自動車を利用する場合、乗降車の際の所在確認方法

指導監督基準 7 健康管理・安全確保

5 安全確保 【重要】

(3)事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的を実施すること。

＊定期的に実技講習を受講すること。

乳幼児の心肺蘇生法等について、実技講習を受講してください。

※ 各自で消防署等への受講申込みが必要です。

※ 普通救命講習「救命技能認定書」の有効期限（３年間）を確認し、期限前に再受講が必要になります。ご注意ください。

※ 期限内であっても、定期的に救命処置についての研修（確認）等が必要です。

指導監督基準 7 健康管理・安全確保

5 安全確保 【重要】

(3)賠償責任保険等に参加するなど、保育中の万が一の事故に備えること。

＊賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えること。

加入している保険の内容について理解し、万が一の事故の際に行うべき手続きや手順について、日頃から確認しておきましょう。

※万が一の際、初動対応が重要になります。

指導監督基準 7 健康管理・安全確保

5 安全確保 【重要】

(4)事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事に報告すること。 **(原則事故当日)**

＊「特定教育・保育施設における事故の報告等について」(平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発11110第1号、子子発11110第1号、子家発11110第1号通知) **に基づく報告を行うこと。**

**事故報告は、死亡事故や治癒に30日以上かかるケガ等が発生した場合、
原則事故当日に川越市へ報告(第1報)後、所定の様式での報告(第2報)が必要です。**

(5)事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

事故発生時には、乳幼児の救命処置が最優先であるとともに、事故に至った経緯や状況、採った処置についての詳細な記録が必要です。

(6)死亡事故等の重大事故が発生した場合、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

指導監督基準 8 利用者への情報提供

1 提供するサービスに関する内容の提示

利用者に対し、サービス内容に関する提示が必要な項目を書面等により提示しなければならない。

書面提示が必要な 14 項目 ※参考様式あり	
① 設置者の氏名	⑧ 設置者の資格(保育士・看護師)の保有状況
② 事業の名称 所在地	⑨ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
③ 事業を開始した年月日	⑩ (提携している場合は)提携している医療機関の名称所在地及び提携内容
④ 保育提供可能時間	⑪ 緊急時における対応方法
⑤ サービスの内容、利用料。変更があった場合の内容及び理由	⑫ 非常災害対策
⑥ 利用定員	⑬ 虐待防止のための措置に関する事項
⑦ 設置者の資格(保育士・看護師)の保有状況	⑭ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別

この提示内容の報告に基づき、子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）に掲載します。

指導監督基準 8 利用者への情報提供

2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付

利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付しなければならない。

書面交付が義務付けられている8項目	
① 設置者の氏名及び住所	⑤ 当該利用者に対し提供するサービスの内容
② 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項	⑥ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
③ 事業所の名称及び所在地	⑦ (提携している場合)提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
④ 事業所の管理者の氏名	⑧ 利用者から苦情を受け付ける連絡先

指導監督基準 8 利用者への情報提供

2 サービス利用予定者から申込があった場合の契約内容等の説明

利用者予定者から申込があった場合には、当該事業で提供されるサービスを利用するための契約内容等について説明を行うこと。

＊保育サービス利用予定者から申し込みがあった場合には、サービスを利用するための契約の内容や手続きについて説明を行うこと。

利用金額や保育サービスの内容等をあらかじめ利用予定者に説明し、理解(同意)を得た上でサービスの提供(契約)を行いましょう。

指導監督基準 9 備える帳簿等

1 利用乳幼児に関する書類等の整備

利用乳幼児の状況を明らかにする書類等を整備しておかなければならない。

利用乳幼児における確認項目	
① 乳幼児 氏名	
② 乳幼児 生年月日	※月齢のみの把握は不可。必ず生年月日を確認・記録
③ 乳幼児保護者 氏名	
④ 乳幼児保護者 連絡先	※緊急時に対応できる連絡先
⑤ 乳幼児の健康状態	※既往歴 ※アレルギー有無 ※服薬状況 ※かかりつけ医
⑥ 乳幼児の利用記録	※利用直前・利用中・引き渡し時の体調 ※保育内容 ※特記事項
⑦ 契約内容等が確認できる書類(契約書控え等)	

指導監督基準 9 備える帳簿等

2 職員(事業者)に関する帳簿等

事業者の状況を明らかにする書類、帳簿等を整備しておかなければならない。

整備が必要な書類等
① 設置届の写し ※市へ届出、受理されたもの(受理印あり)の写し
② 有資格証（保育士証・看護師免許状） ※無資格者は支援員研修修了証
③ 研修受講の計画・研修を受講したことが分かる書類
④ 提供するサービスに関する内容の提示書類（原本）
⑤ 「保育計画」、「安全計画」、マニュアル類（災害・避難・感染症・アレルギー・救急・事故 等）
⑥ 事業者の健康診断結果、細菌検査結果 各書類
⑦ 加入している賠償責任保険証書 ※登録サイトが加入の場合はその写し
⑧ 緊急時等における連絡先（届出・報告等に係る市の担当課、連携専門的機関、登録マッチングサイト等）

認可外保育施設 居宅訪問型保育事業者

指導監督基準を遵守した事業運営について

1 「認可外」だけど「何でもあり」ではありません！

★子どもたちへの健全な成長や安心安全な保育環境を実現するためにも、**子どもの預かりを行う者の務**として『認可外保育施設指導監督基準』の遵守が必要です！

★認可外保育施設の中には、営利を優先するあまり、人員配置等の環境面への配慮が十分に行き届かず、死亡事故が発生した事例があります。

★直ちに事故につながらない場合でも、基準を満たさない状態で保育を続けることで、子どもたちの心身の発達に悪影響を及ぼす場合があります。

★川越市は、認可外保育施設が子どもたちを保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、立入調査等により指導監督を行っています。改善勧告が改善されない場合や悪質なケースに対しては、『**事業停止命令または施設閉鎖命令**』を行います。

認可外保育施設 居宅訪問型保育事業者

指導監督基準を遵守した事業運営について

2 事業開始後（設置届出後）に必要な報告・届出

(1)事業内容に関する届出

事業開始後、届出た事項のうち省令で定める事項に変更を生じた場合は、**変更後1か月以内に報告**する必要があります。（児童福祉法第59条の2第2項）

【報告が必要な事項】 ※変更の日から 1 か月以内に報告

- ① 事業の名称及び所在地
- ② 設置者の氏名及び住所、連絡先
- ③ その他内閣府令で定める事項（運営状況等）

【届出が必要な事項】 ※休止、廃止とする日から 1 か月以内に報告

- ① 事業の「休止届」
- ② 事業の「廃止届」

認可外保育施設 居宅訪問型保育事業者

指導監督基準を遵守した事業運営について

2 事業開始後（設置届出後）に必要な報告・届出

(2)事故等が生じた場合

当該事業者の管理下において、重大事故が生じた場合は、**速やかに当該事実を市に報告すること。**

※「教育・保育施設等における事故の報告等について」「教育・保育施設等における事故の報告等について」
における意識不明事項の取扱いについて」に基づく報告

①国への報告対象となる重大事故の範囲

***死亡事故 *意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)**

***治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故**

②報告様式 別紙「新様式」により報告

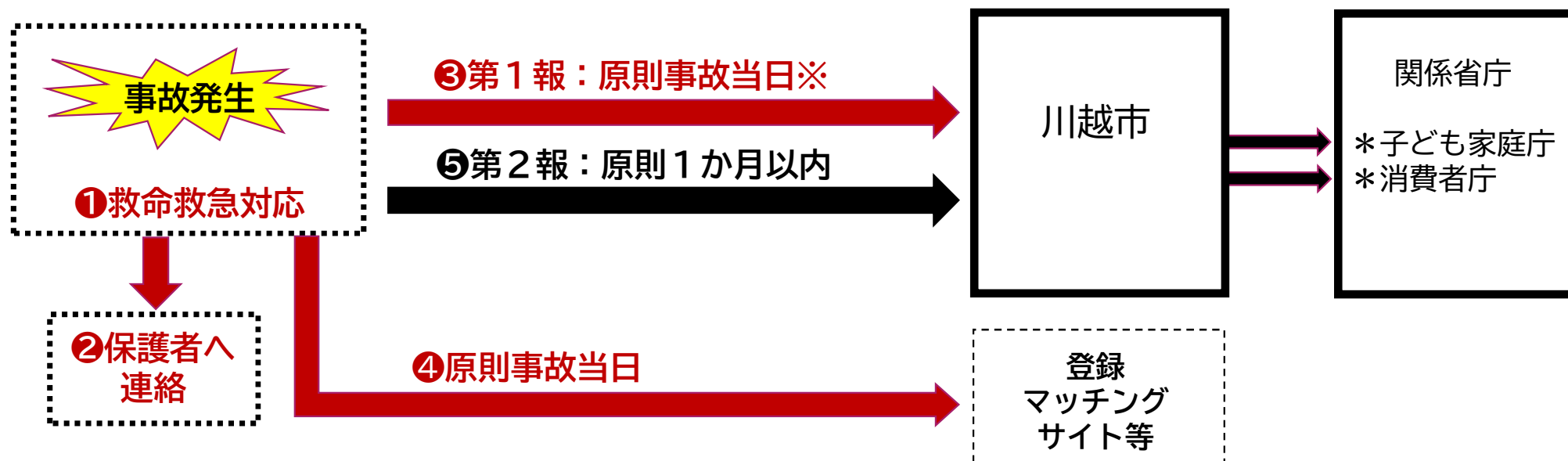
認可外保育施設 居宅訪問型保育事業者

指導監督基準を遵守した事業運営について

2 事業開始後（設置届出後）に必要な報告・届出

③事故報告のルート

【事故報告の系統】



認可外保育施設 居宅訪問型保育事業者

指導監督基準を遵守した事業運営について

2 事業開始後（設置届出後）に必要な報告・届出

(3)長期滞在児がいる場合の報告

当該施設に、24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上滞在している児童がある場合は、当該児童の氏名、住所及び家庭の状況等を速やかに報告すること。

※ ベビーシッター事業の場合、利用者(契約者)の居宅にて保育サービスの実施を行うことから、契約時間を大幅に過ぎても保護者の帰宅が無い場合や、保護者との連絡がつかない場合など、状況に応じた対応が必要です。（登録マッチングサイト、市、警察等関係機関など）

認可外保育施設 居宅訪問型保育事業者

指導監督基準を遵守した事業運営について

3 罰則

届出をしていない、又は虚偽の届出を行っている事業者、必要な報告や書類の提出等を求めてもこれらがされない事業者は、**50万円以下の過料に処されます。**

児童福祉法第62条の4

児童福祉法第59条の2第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。

集団指導② 書面審査

運営状況報告の作成・書面審査

(令和7年度)

認可外保育施設 居宅訪問型保育事業者

運営状況報告

- *運営状況報告の対象・・・全ての認可外保育施設の設置者又は管理者
- *報告方法・・・文書により市が指定する日に来庁、市へ報告 ➡（同日審査）
- *報告様式・・・市より送付する指定様式及び添付書類とともに作成

【 注意 】

- ◎ 運営状況報告は、原則全項目について回答及び資料等作成して報告します。
※審査時に報告内容の不備・不足がある場合は、「指導あり」の判断により不受理となります。
指導事項の改善後、後日再審査となります。
- ◎ 運営状況報告の内容に疑義がある場合や、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報が市に寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から事業に問題があると考えられる場合には、随時、特別に報告が求められます。なお、この際には、必要に応じて特別立入調査の対象となる場合があります。